

公共鹿第181号  
平成23年5月20日

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

### 出産費等の受取代理制度の取扱いについて（通知）

出産費等の受取代理制度の実施について、平成23年3月24日付け公共鹿第1049号「平成23年4月1日以降の出産費等の取扱いについて（通知）」で通知したところですが、受取代理制度については、下記のとおりのお取り扱いとなりますので、貴所属所の組合員へ周知してください。

#### 記

#### 1 制度の概要

組合員が当共済組合から支給される出産費（家族出産費を含む。）及び同附加金（以下「出産費等」という。）の受取を出産予定医療機関等に委任することにより、組合員が医療機関等の窓口で支払う出産費用の負担軽減を図る制度である。

#### 2 制度が利用できる者

平成23年4月1日以降の出産に係る出産費等の受給権を有する見込みがある組合員であって、組合員又は被扶養者が出産予定日まで2か月以内の者のうち、受取代理制度の導入医療機関等において当該制度の利用を希望する者

#### 3 制度が利用できる医療機関等

厚生労働省に受取代理制度の導入を届け出た医療機関等

#### 4 制度の利用申請手続等

(1) 出産予定日前に次に掲げる書類を、所属所を通して共済組合へ提出すること。

ア 「出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）」

組合員及び医療機関等が記入・押印の上、所属所長の証明を受けること。

(注) 1 「出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）」は、当支部のホームページからダウンロードして取得すること。

2 医療機関等から他の医療保険制度と共通の様式による申請書を提供された場合は、当該様式中に「出産育児一時金等」「被保険者」とあるのは、それぞれ「出産費等」「組合員」と読み替えて使用すること。

なお、当該様式による申請書を共済組合へ提出する場合は、「あて名」欄に「公立学校共済組合鹿児島支部長 殿」と記入の上、「備考」欄に下記のとおり所属所長の証明を受けること。

【備考欄記入例】

(備考欄)			
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。			
平成	年	月	日
			所属所名
			〒
			所属所在地
	所属所長	職・氏名	印
		電話番号 (	— — )

- 3 「「出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）」中の「申請者に対する支払金融機関」欄については、記入不要である（申請者（組合員）の給付金受取口座情報は当支部が把握しているため。）。

イ 出産者及び出産予定日が確認できる書類（母子（健康）手帳の写し等）

写しを提出する場合は所属所長の原本証明を受けること。

- (2) 書類提出後、申請書に記載した医療機関等以外で出産することになった場合は、速やかに共済組合へ連絡すること。

5 出産費等の給付

出産後、医療機関等からの請求に基づき、当該医療機関等に対して出産費等を支払う。

なお、医療機関等への支払額が47万円（産科医療補償制度加算対象分娩でない場合は44万円）未満である場合は、当該差額を組合員に対して自動給付するものとする（差額請求の手続は不要である。）。

6 留意事項

- (1) 受取代理制度は、一定の条件の下、厚生労働省へ届け出た特定の医療機関等においてのみ利用することができるものであるため、当該制度の利用を希望する場合は、出産予定医療機関等へ確認すること。

- (2) 直接支払制度又は受取代理制度を導入している医療機関等において当該制度を利用するかは、組合員の選択となること。

なお、平成23年4月1日以降の出産費等に係る請求手続等の流れについては、別紙参照のこと。

問い合わせ先

担当 年金給付係 若松

電話 099-286-5220

支部ホームページアドレス <http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>

(別紙)

平成23年4月1日以降の出産費等に係る請求手続等の流れについて

手続区分	直接支払制度・受取代理制度を利用しない場合	直接支払制度を利用する場合	受取代理制度を利用する場合 (出産予定日まで2か月以内の者が特定の医療機関等で利用できる)											
給付金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給付金の内訳</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出産費(家族出産費) (うち産科医療補償制度対象分娩の場合の加算額)</td> <td>42万円 (3万円)</td> <td rowspan="2">47万円</td> </tr> <tr> <td>出産費附加金(家族出産費附加金)(注)</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>47万円</td> </tr> </tbody> </table>	給付金の内訳		給付金額	出産費(家族出産費) (うち産科医療補償制度対象分娩の場合の加算額)	42万円 (3万円)	47万円	出産費附加金(家族出産費附加金)(注)	5万円	合計		47万円	<p>所屬所を通して</p> <p>④ 附加金を請求 ④ 出産費が限度額(42万円又は39万円)未滿の場合は差額出産費も併せて請求</p> <p>① 出産</p> <p>② 直接支払制度利用について合意 (退院時まで合意文書を作成)</p> <p>③ 出産費用を支払</p> <p>⑤ 附加金及び差額出産費を給付</p> <p>⑤ 附加金及び差額出産費を請求</p> <p>⑤ 医療機関等からの請求に基づき出産費を請求</p> <p>⑤ 出産費を支払</p> <p>直接支払の対象となるのは、出産費(家族出産費)のみ</p> <p>⑤ 出産費を請求 (限度額42万円又は39万円) 共済組合から受け入れた 出産費の支払</p> <p>⑤ 支払機関 (国保連合等)</p>	<p>所屬所を通して</p> <p>② ①で作成した出産育児一時金等支給申請書を提出</p> <p>③ 申請書受付を通知</p> <p>④ 出産</p> <p>⑤ 出産費及び附加金を除いた出産費用を支払</p> <p>⑥ 出産費及び附加金が限度額(47万円又は44万円)未滿の場合は差額を自動給付</p> <p>① 受取代理制度利用について合意 (出産育児一時金等支給申請書を作成)</p> <p>② 申請書受付を通知</p> <p>② 申請書受付を通知</p> <p>受取代理の対象となるのは、出産費(家族出産費)及び附加金</p> <p>② 出産費及び附加金を請求 (限度額47万円又は44万円) (雇労者への届出要)</p> <p>② 出産費及び附加金の支払</p>
給付金の内訳		給付金額												
出産費(家族出産費) (うち産科医療補償制度対象分娩の場合の加算額)	42万円 (3万円)	47万円												
出産費附加金(家族出産費附加金)(注)	5万円													
合計		47万円												
手続の流れ	<p>① 出産</p> <p>② 直接支払制度を利用しない合意 (退院時まで合意文書を作成)</p> <p>③ 出産費用を支払</p> <p>④ 出産費及び附加金を請求</p> <p>⑤ 附加金及び差額出産費を給付</p>	<p>① 出産</p> <p>② 直接支払制度利用について合意 (退院時まで合意文書を作成)</p> <p>③ 出産費用を支払</p> <p>④ 附加金を請求 ④ 出産費が限度額(42万円又は39万円)未滿の場合は差額出産費も併せて請求</p> <p>⑤ 附加金及び差額出産費を請求</p> <p>⑤ 医療機関等からの請求に基づき出産費を請求</p> <p>⑤ 出産費を支払</p> <p>直接支払の対象となるのは、出産費(家族出産費)のみ</p> <p>⑤ 出産費を請求 (限度額42万円又は39万円) 共済組合から受け入れた 出産費の支払</p> <p>⑤ 支払機関 (国保連合等)</p>	<p>① 受取代理制度利用について合意 (出産育児一時金等支給申請書を作成)</p> <p>② 申請書受付を通知</p> <p>② 申請書受付を通知</p> <p>受取代理の対象となるのは、出産費(家族出産費)及び附加金</p> <p>② 出産費及び附加金を請求 (限度額47万円又は44万円) (雇労者への届出要)</p> <p>② 出産費及び附加金の支払</p>											